

「情報社会と民法」例題1の資料(1) 4月30日(木) 10:20～  
(講義時間までに、印刷して手元に用意して下さい。)

## I 情報社会と不法行為法 ネット上の名誉・プライバシーの侵害

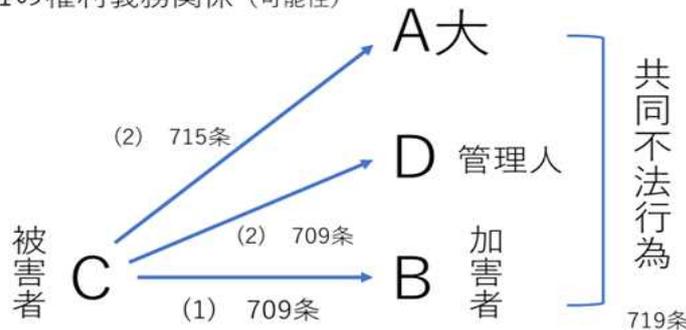
例題1 A大学の学生Bは、情報処理演習室でB個人のホームページ(HP)を作成し、大学が管理するサーバーに保存していた。BのHPは学部内にアクセスできる者なら誰でも見ることができた。ところがBのHPの一部には、他の学生Cの名誉またはプライバシーを侵害する可能性のある記述があった。これを知ったCは、Bに抗議し、直ちに削除するように求めたが、Bは削除しなかった。そこでCは、サーバーの管理者Dに削除を申し入れたが、削除されるまでに1カ月の期間を要した。

- (1) CがBの民事責任を問う目的で、名誉・プライバシーの侵害があったと主張するためには何を言えばいいのだろうか。
- (2) 名誉・プライバシーの侵害があった場合に、Cは、Bの他に、DおよびAに対してどのような請求をすることができるだろうか。
- (3) 匿名のホームページや匿名で書き込める電子掲示板で上記と同じような問題が起きた場合には、被害者はどうすればいいのだろうか。

### 1 論点：例題に答えるために必要な民法学上の知識・理解

- (1) Bの責任：一般不法行為責任の要件(709条) + 名誉・プライバシー侵害の特殊性
- (2) Dの責任：過失の前提としての注意義務の内容、プロバイダ責任法
- (3) Aの責任：使用者責任の要件(715条)
- (4) 国家賠償法上の公権力行使責任の要件(行政法)
- (5) 共同不法行為の要件と効果：(不真正)連帯債務の内容(719条、436条以下)

例題1の権利義務関係(可能性)



### 2 刑法の名誉毀損罪の構成要件 刑法 230条

構成要件 (1)公然と (2)事実を (3)摘示し (4)人の名誉を毀損した

#### (1)公然性

理由：名誉は社会的評価だから、その毀損行為は社会に向けられた「公然」性を要する。

公然性とは：不特定または多数の者が認識できる状態(少数でも不特定なら公然)。

「不特定」とは、特定の関係に限定されていないこと。

「多数」：一定の資格を有するものだけであっても多数なら公然

認識可能性 (a)現実に認識される必要はない。

(b)直接の相手が「特定」「少数」であっても、そこから間接的に伝搬された結果、不特定または多数に伝われば、公然である(反対説：不特定または多数の者への摘示を要する)。

文書の配布の場合：配布先が特定・少数でも、文書が転々して多数の者が内容を知るおそれがあれば公然である。ただし伝搬の可能性を積極的に推認させる具体的事情があることを要する。

#### (2)事実：社会的評価を低下させる事実。真実か虚偽かを問わない(ただし、230条の2)。

社会的評価を低下させる事実、悪事醜行(シユウコウ)に限らない。相手方の有する名誉によって異なる。

#### (3)摘示：誰に関するものか特定できる必要があるが、人名が示されている必要はなく、全体または状況から特定できればよい。態様を問わない。

- (4)人：法人を含む。死者は、あえて 230 条 2 項で保護する。  
(5)名誉を毀損：社会的評価を低下させるおそれがあればよい。現実に低下したことは必要でない。  
(6)故意が必要 刑法 38 条 他人の社会的評価を低下させる事実を、不特定または多数の者が認識できる形で、摘示していることについて、少なくとも未必の故意が必要。

### 3 刑法における違法性阻却

- (1) 正当業務 刑法 35 条  
報道 新聞報道などが名誉を害する場合でも、正当な業務行為の範囲内であれば、違法性が阻却される。(230 条の 2 の公益性と重なることが多い)  
(2) 名誉の保護と表現の自由との調整の規定 刑法 230 の 2  
名誉毀損にならない(違法性阻却の)要件(a)事実の公共性・目的の公益性 (b)真実性  
(a)事実の公共性・目的の公益性  
内容から客観的に判断する。表現方法や事実調査の程度は関係ない。  
私人の私生活上の行状も、当該私人(宗教団体会長)の社会的影響力の程度等によって公共の利害に関する事実にあたる可能性がある(月刊ペン事件最高裁判決)。  
その他の例：政治家、高級官僚、医師、大学教授  
2 項 起訴前の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実である。  
→公共性の擬制  
理由：捜査のきっかけを与え、世論の監視下におき、世論の協力を資することは公共の利益である。犯罪の摘発を奨励する。  
3 項 公務員または公務員の候補者に関する事実については、真実であることの証明があったときは罰しない。→事実の公共性と目的の公益性が擬制されている。  
公務員の私生活上の事実を含む。公務員とは：刑法 7 条参照。

(b)真実性 重要な部分について証明があれば足りる。取材源秘匿の問題あり。

真実性の誤診：真実と信じる相当な理由があれば足りる(最判昭和 44.6.25)

「真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤診し、その誤診したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当な理由があるときは、犯罪の犯意がなく、名誉毀損の罪は成立しない」。

- ### 4 侮辱罪 刑法 231 条 侮辱罪の構成要件 ①公然と ②人を侮辱した
- 侮辱：人に対する軽蔑の表示。人の名誉感情を害するに足る事項の表示をすること。  
口頭、文書、動作等を問わない。単なる無礼な行為はこれにあたらぬ。